

厚真町ローカルベンチャー等推進事業委託業務の 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

本事業では、地方での起業を目指す起業家人材の育成により、地域での新規事業の立ち上げや新規雇用創出などを促進するとともに、先進的で継続的な事業や地域経済の循環効果を創出する事業への支援拡大により地域経済活動の活性化を図ることを目的とする。その際、起業家人材となりうる人材の確保や、起業家人材を含む厚真町の取り組みを応援するなどといった、厚真町と関係したいと考える人材（以下、「関係人口」という。）の増加を推進することに加え、本事業等の財源の確保及び関係人口の増加を図るうえで有効な機会の一つと見込まれる、ふるさと納税及び寄付者の増加も併せて、一体的に事業を進めることとする。

事業の実施に当たっては、起業や経営等に関する高い専門的な知識や、参加者を育成・支援していくためのサポート体制整備に加え、高い情報発信能力や的確なマーケティング能力等が求められるため、豊富な経験と高い専門的な知識を有する事業者から、事業の内容について提案を受けることで事業の充実を図ることが必要と見込まれる。そこで、継続的な活動が可能な地域商社設立に向けた企画を、一定の基準で評価選定するプロポーザル方式で事業者を選定することとする。

2. 業務委託の内容

(1) 業務名称 厚真町ローカルベンチャー等推進事業委託業務

(2) 業務内容 厚真町ローカルベンチャー等推進事業委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間 契約日の翌日（土日祝日を除く）から平成31年3月25日まで

(4) 事業費 37,336,000円(税込)以内

※各業務の内訳の目安

- ・ローカルベンチャースクール運営事業：13,904千円以内
- ・基盤整備事業：6,076千円以内
- ・地域商社運営事業：10,287千円以内
- ・情報発信事業：7,069千円以内

(5) 業務実施に必要な情報の提供

本業務を進める上で、必要な情報については、可能な範囲で提供します。企画提案書作成にあたって、使用できる情報についての照会を行う際には、下記（7. 質問書の受付及び回答）の手順に従って、質問書を提出してください。

3. 受託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、厚真町ローカルベンチャー等推進事業委託業務に係る能力を有する事業者とし、次に掲げる要件を満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28年度の厚真町入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 厚真町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (6) 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成25年1月1日施行）に該当しない者であること。
- (7) 本事業に類する事業を過去3年間に実施したことが有る者。

※本事業に類する事業であるか自ら判断出来ない場合、事前に下記（7. 質問書の受付及び回答）の手順に従って、質問書により確認してください。

- (8) 厚真町において地域商社機能を有する事業体として登記している者。もしくは、厚真町内に地域商社機能を有する事業体を設立する意思のある者。事業体を設立する意思が有る者については、設立を予定する時期を企画提案書内に記載すること。
- (9) 今年度実施する「厚真町ふるさと納税返礼品発送等業務」を同時に実施出来る者、もしくは当該事業の業務受託者と緊密に連携し業務を進めることが出来る者。

※連携方法については、企画書に記載すること。

5. 過去の報告書の閲覧方法

本事業に関連する過去の報告書の閲覧を希望する際は、厚真町産業経済課経済グループに設置している報告書及び要件まとめを直接閲覧するか、参考資料送付依頼書を期日までに提出してください。なお、上記4. 参加資格に合致しない事業者からの送付の依頼に対しては、資料を送付しないこととします。また、提供した参考資料については返却するようお願いいたします。

- (1) 提出書類 参考資料送付依頼書（様式6）
- (2) 提出期限 平成30年5月18日（金）午後0時まで
- (3) 提出方法 持参、郵送（提出期限必着）、電子メール

提出先 〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

厚真町産業経済課経済グループ

電話番号0145-27-2486

メールアドレス：keizai@town.atsuma.lg.jp

- (4) 返却方法 企画書を提出した場合は、審査が終了次第、直接もしくは郵送にて返却すること。企画書を提出しない場合は、5月25日までに郵送にて返却

すること。

6. プロポーザル参加表明書の提出

参加を希望する場合はプロポーザル参加表明書を期日までに提出してください。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限 平成30年5月18日（金）午後0時まで
- (3) 提出方法 持参、郵送（提出期限必着）
提出先 〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地
厚真町産業経済課経済グループ
電話番号0145-27-2486

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書表紙（様式2）
- ②企画書提案書（任意様式）

企画書提案書は、仕様書等の内容を踏まえた上で、下記の項目については必ず記載し作成してください。

- ア. 各分野に関する具体的な提案
- イ. その他独自の提案
- ウ. 業務スケジュール

- ③業務実績（様式3）
- ④実施体制（様式4）
- ⑤見積書（任意様式）

見積書は、金額は諸費税込の金額とし、積算根拠を明確にしてください。
なお、金額は審査基準には含めませんが、事業費限度額を超える金額の場合は失格となります。

- (2) 提出期限 平成30年5月23日（水）午後0時まで
- (3) 提出方法 見積書については、持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付してください。
- (4) 提出部数 企画提案書 印刷物1部と電子データ1枚（CD等）、その他の書類 1部
- (5) 提出先 〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地
厚真町産業経済課経済グループ
電話番号：0145-27-2486
メールアドレス：keizai@town.atsuma.lg.jp

8. 質問書の受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（様式5）を提出してください。

- (1) 提出期限 平成30年5月18日（金）午後0時まで

- (2) 提出方法 質問書をFAX又は電子メールにて提出
- (3) 回答方法 提出された質問は参加申込者全員に電子メールで回答
- (4) 提出先 厚真町産業経済課経済グループ

FAX：0145-27-2486

メールアドレス：keizai@town.atsuma.lg.jp

9. 審査基準及び選考方法

企画提案書に対し、厚真町起業家人材育成事業に係る業務受託者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、審査基準に基づき各方面から総合的に審査を行います。

1次審査の後、2次審査を実施し、評価点の最も高い事業者に本事業の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行います。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行います。

- (1) 審査基準 別紙「審査基準表」のとおり

- (2) 1次審査（書類選考）

審査基準表に基づき選考委員会で上位5社を選考し、結果を通知します。

- ①結果通知日 平成30年5月24日（木）を目途に通知予定

- (3) 2次審査（プレゼンテーション）

1次審査選考者によるプレゼンテーションにより選考委員会で選考します。

※なお、1次審査を通過した者が1社のみで、その企画書の内容が事業目的に合致していると認められた場合、2次審査を行わない場合があります。

- ①実施日及び会場

平成30年5月25日（金） 厚真町総合福祉センター2階 会議室

- ②プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提案内容の説明20分間、質疑応答20分間を参加者ごとに行います。出席者は3名以内とし、別紙（様式4）実施体制に記入の業務責任者、若しくは担当者となる方は必ず1名出席して下さい。

なお、プロジェクター等を使用する場合は事前にご連絡願います。

- (4) 審査結果の発表

- ①審査結果については、平成30年6月初旬を目途に、各参加者に対して通知します。

- ②審査結果や選定内容に対する異議申し立ては一切受け付けません。

10. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出書類に用いる言語日本語、基本通貨単位は日本円とします。
- (3) 提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とします。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、厚真町が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 提出された書類は、一切返却しません。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とします。

- (6) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (7) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。
- (8) 企画書を作成するにあたり閲覧もしくは入手した本業務の参考資料については、本業務の企画書を作成する以外の目的に使用しないこととし、一切の複製を禁じます。

11. お問い合わせ先

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地
厚真町産業経済課経済グループ
電話番号 0145-27-2486
FAX 0145-27-3944
メールアドレス : keizai@town.atsuma.lg.jp

評価基準

評価項目		評価の視点	配点		
事業者	業務実績	業務の受注実績	過去3年以内の類似業務の実績	5	
	業務実施体制	実施体制	業務を遂行するための実施体制、役割分担、バックアップ体制	5	
		業務責任者・担当者	当該分野の業務に係る経験年数	5	
		実施主体	事業体が厚真に所在しているもしくは、新規で設立する計画の有無	10	
	小計			25	
企画提案	企画提案書	業務に関する具体的提案	町の現状を踏まえた業務の取組方針	5	
			【ローカルベンチャースクール運営事業】		
			採択者確保に向けた取組	5	
			エントリー者数確保に向けた取組	5	
			【基盤整備事業】		
			事業計画作成相談者数	5	
			研修等への参加者数	5	
			【地域商社事業】		
			あつまんまアクセス数	5	
			ふるさと納税リテンション率	5	
			関係人口数	5	
			【情報発信事業】		
			記事のPV数	5	
			ローカルベンチャースクール募集ページPV数	5	
			独自の提案	5	
業務を遂行するためのスケジュール管理計画	5				
厚真町ふるさと納税返礼品発送等業務との連携	5				
総合評価（全体的な構成と印象、熱意等）	10				
小計			75		
合計			100		